令和４年９月１２日

保護者の皆様

神石高原町立神石小学校

校　長　田丸　栄

自然災害・気象警報発令等に伴う対応について（変更）

平素より本校教育にご理解とご協力いただき，厚くお礼申し上げます。

先日の台風対応時におきまして，以前配布した文書の内容では適切な対応ができないことが判明しました。そこで，今までの対応を見直し，今後は次のように変更させていただくことにいたしました。保護者の方には，趣旨をご理解の上，対応の際にはご協力をよろしくお願いいたします。

１　学校の臨時休業措置の判断について

神石高原中学校区の各校と連携・協議をし，次の４点に基づき，児童の安全確保のために，次の４点の規準に基づき，学校長が判断し臨時休業を決定します。

（１）午前６時の時点で，町内に**避難勧告・避難指示（警戒レベル４）**が発令されている場合

※避難勧告・避難指示の発令（警戒レベル４）＝土砂災害警戒情報

（２）警報が発令され，且つ児童が通学することに危険が想定される場合

（３）大雨・積雪等により，通学バスが運行されない場合

（４）自然災害等により，学校及び周辺に被害が発生、又はその恐れがあり，児童の安全を確保する必要が生じた場合

２　臨時休業措置における連絡方法について

（１）町告知端末を利用して，午前６時１５分頃までに放送（ページング放送）します。

（２）保護者メール登録者へは，午前６時１５分頃までにメールにおいても連絡します。

（３）上記で連絡が取れない保護者の方には，学校から電話連絡します。

３　その他

（１）前日に警報が発令された場合や，自然災害等により，児童が登校することに危険が想定される場合は，前日に，ページング放送・保護者メールにて連絡することがあります。

（２）下校時に，警報が発表された場合は，対応を協議して対処します。

（３）午前６時の時点で警報が発令されていても，ページング放送・メール配信がなければ，学校は通常通り行います。

（４）警報発令時に，通常通り学校がある場合でも，自宅周辺が危険な場合は，無理をせず安全確保のために欠席させてください。（その場合、「欠席」扱いにはなりません。）

（５）町営路線バスが一部停止した場合でも校区内のスクールバスが通常通り運行できる場合は，学校は通常通り行います。